

農協改革に関する意見書の提出を求める請願書

平成31年 2月 7日

日進市議会

議長 小屋 登美子 様

請願者

あいち尾東農業協同組合  
代表理事組合長 石黒 秀

紹介議員

萩野 勝

渡邊 明子

請願の趣旨

J Aは、組合員である農家の経営安定化と地域農業の振興において、また、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしています。

このような中、国は、2019年5月末までを期間とし、信用事業の農林中金等への譲渡等を始めとする、農協改革集中推進期間中の改革を促すとともに、2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。

J Aグループでは、総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところですが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、J Aの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすこととなります。

このため、国に対して農協改革に関する意見書を提出していただきたく請願いたします。

請願の本文

当組合は、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしています。

特に、本市は区画整理事業の施行等に伴う都市化が進展し、農地が減少しつつあり、また、農業者の高齢化に伴う担い手の減少が顕著な地域であります。これに対しJAは、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やインショップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しています。

このような中、国は、2019年5月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促しています。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。

一方、JAグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところですが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことになりかねません。

そこで、この趣旨を十分ご理解頂き、信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応することを国に対し、意見書を提出していただきたくお願いいたします。

以上